

2018 年 3 月

2018 年度（認定期間 2014 年 3 月 1 日～2019 年 2 月 28 日）

専門医資格維持更新者 各位

一般社団法人 日本リウマチ学会

専門医制度委員会・専門医資格認定委員会

【更新に関する事前のご案内】

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2011 年 7 月の総会において承認された改正「専門医資格維持施行細則」が、2015 年度更新者より適用されました。先生は今年度（2018 年度）更新となります。

更新年度となりましたので、更新時まで準備いただきますようお願い申し上げます。

改正された「専門医資格施行細則」の主要事項は次のとおりとなります。

なお、ご提出いただく症例報告書は審査委員会で審査されるため、更新手続き期間を 2015 年度から下記のように変更させていただいております。

	(変更前)		(変更後)
更新の案内	10 月	→	9 月
申請の締切	12 月末	→	11 月末（必着）

更新申請書類については、2018 年 9 月に発送いたします。（締切りは 2018 年 11 月末日（必着）です）

締切り日 2018 年 11 月末日を過ぎると受付できませんので、ご注意下さい。

2018 年 11 月末日締切りまでに単位が不足し 2018 年 12 月～2019 年 2 月末日までに不足単位を取得する場合は、更新申請書類（専門医手帳、参加証等の証明書類、症例報告書）を 2018 年 11 月末日までに、ご提出いただき、その後、取得された単位を 2019 年 2 月末日までにお送り下さい。

日々、臨床と研究にご多用のことと思いますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 改正「専門医資格施行細則」の主要事項（必須研修項目）

1. 研修単位については、5 年間に 1 回以上学術集会出席による 10 単位取得を**必須研修項目**としました。**【必須研修項目】**
2. 日本リウマチ学会及び日本内科学会や日本整形外科学会等、基本領域の学会が主催また認定した医療倫理・医療安全・医療事故・医療法制に関する教育研修会・講演会への出席（医師会及び本学会教育施設の受講証明書を含む）による 1 単位以上の取得が必要となりました。**【必須研修項目】**
3. 更新時にリウマチ性疾患 20 症例以上の診療実績を所定の症例報告書により提出することになりました。（専門医資格維持施行細則「診療実績」を参照）**【必須研修項目】**

詳細につきましては、下記ホームページでご案内していますので、ご確認下さい。

https://www.ryumachi-jp.com/careerup-specialist/specialist/pro_ijisaisoku/

なお、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

敬具

一般社団法人 日本リウマチ学会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-22-16

第 2 オカモトヤビル 9F

TEL 03-5251-5353 FAX 03-5251-5354

e-mail : gakkaim@ryumachi-jp.com

必須研修項目：【日本リウマチ学会及び日本内科学会や日本整形外科学会等、基本領域の学会が主催または認定した医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する教育研修会・講演会への出席（医師会及び本学会教育施設の受講証明書を含む）の証明について】

＊1～4のいずれかを提出して下さい。

1. 日本リウマチ学会学術集会・アニュアルコースレクチャー（中央研修会東京大会、大阪大会を含む）の医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する講演会に参加された場合
参加証の提出のみでは証明になりません。

会場前で専門医手帳への押印か受講証明書をお渡ししていますので、必ずお受取り下さい。

2. 日本内科学会、日本整形外科学会等、基本領域学会が主催または認定した医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する講演会、研修会に参加された場合

参加された教育研修会・講演会の受講証明書の提出が必要となります。

＊日本整形外科学会については、研修講演会必須分野 14（医療安全 14-1、感染対策 14-2、医療倫理 14-3、医療法制講習会 14-4）が認められます。

受講された場合は、日本整形外科学会のホームページで確認できる取得単位一覧を印刷して更新時にご提出下さい。

＊日本専門医機構専門医へ移行された方は、認定証の写しをご提出下さい。

3. 日本医師会が認定した医療倫理、医療制度と法律、医療の質と安全、感染対策の生涯教育研修に参加された場合

カリキュラムコード 2、3、6、7、8 が認められます。

受講された場合は、カリキュラムコードが記載された証明書か学習単位取得証の提出が必要となります。

4. 日本リウマチ学会認定の教育施設内で医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策の研修を受講された場合

施設からの証明が必要となります。ホームページに受講証明書を公開していますので、ご使用下さい。（施設の書式がある場合は、施設の証明書を使用いただいても問題ありません。）

受講証明書＞> https://www.ryumachi-jp.com/careerup-specialist/specialist/pro_ijisaisoku/